

## 今回のテーマは『監査』について

11月臨時会では、代表監査委員の辞任に対する緊急質問や監査委員による行政監査報告に対する質疑がありました。今回は『監査』についてご紹介します。

### ■監査制度

地方自治法に位置付けられた制度で、市町村には必ず監査委員を置かなければなりません。

市町村長の指揮監督を受けない独立した機関として、主に、地方公共団体の財務に関する事務や経営に関する事業の管理について、事務処理が関係法令や予算に基づいて、正しく無駄なく、効果的・効率的に行われているかを監査します。

具体的には、①公金が法令等や予算に基づいて適正に執行されているか、②公金が無駄に使用されていないかを主眼として、合法性、正確性、合理性、有用性（効率性）の観点から監査しています。

### ■監査委員

監査の独立性を保つため、常に公正不偏な態度で監査しなければならないことが法に定められています。

監査委員は、市町村長が議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理・事業の経営管理、その他行政運営に関して、優れた識見を有する者及び議員のうちから選任することになっています。

本町においては、識見を有する者から1人、議員から1人を、それぞれ町長が議会の同意を得て選任しています。

### ■行政監査

監査には、①例月出納検査や決算審査など「定期に実施する監査」、②行政監査や随時監査など「必要があると認められるときに実施する監査」、③要求監査や住民監査請求など「要求又は請求に基づく監査」があります。

行政監査は、行政全般について、その事務の執行が公正・能率を確保するよう行われているか、また、組織が合理性あるものとなっているなどを監査します。

## 議会

つてどんなところ？

### 議会を傍聴してみませんか

定例会は年4回（3月・6月・9月・12月）開かれます。また、臨時会は必要に応じて随時開かれます。傍聴手続きは、議場入口の受付票に住所・氏名を記入するだけです。小さなお子様も入場できますので、どうぞお気軽に来てください。

3月定例会は6日から開かれる予定です。日程が決まり次第町ホームページなどでお知らせします。



## 常任委員会の事務調査

常任委員会では、閉会中の事務調査として次のようないふうな調査活動を進めていきます。

### ▼総務文教厚生

行政改革について  
教育行政について  
福祉行政について  
医療行政について

農林業振興について  
商工振興について

### ▼経済建設

農林業振興について  
商工振興について

## あとがき

▼本年最初の「びほろ町ぎかい」第191号をお届けします。この冬は例年に比べて雪が多く、膨らむ除雪費が厳しい町の財政に悪影響を与えるのではないかと心配しています。

▼平成21年は丑年（うしじし）です。一般的には「牛」と称されますが、本来は「丑」と表します。芽が出かかっている、伸びきれない状態を意味するのですが、閉塞感に満ちた昨今の社会経済情勢を表現しているようにも思います。

▼本年最初の「びほろ町ぎかい」第191号をお届けします。